

改正

昭和61年3月29日規則第13号

平成元年3月31日規則第26号

平成3年12月21日規則第33号

平成12年3月28日規則第23号

平成13年3月30日規則第28号

平成17年3月31日規則第14号

平成17年9月7日規則第42号

平成27年12月16日規則第105号

木更津市老人福祉センター管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、木更津市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例（昭和49年木更津市条例第48号。以下「条例」という。）第14条の規定により、木更津市老人福祉センター（以下「センター」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第2条 条例第8条第1項の規定により、センターの使用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、使用しようとする日の7日前までに老人福祉センター使用（取消し・変更）許可申請書（別記第1号様式）を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

(使用の許可)

第3条 指定管理者は、センターの使用を許可したときは、老人福祉センター使用（取消し・変更）許可書（別記第2号様式）を交付するものとする。

(入場証)

第4条 前2条の規定にかかわらず、個人がセンターを使用する場合は使用しようとする日に老人福祉センター使用許可申請書（別記第3号様式）に所定の事項を記載し、老人福祉センター入場証（別記第4号様式）の交付を受けて使用することができる。

(使用の不許可、取消し、変更)

第5条 センターの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、その取消し又はその内容

の変更をしようとするときは、老人福祉センター使用（取消し・変更）許可申請書を使用する日
前までに指定管理者に提出しなければならない。

- 2 使用許可の変更は、他の使用に支障を生じない限り、これを許可するものとする。
- 3 指定管理者は、使用の取消し又は変更を許可したときは、老人福祉センター使用（取消し・変更）許可書を使用者に交付するものとする。
- 4 条例第9条の規定によりセンターの使用を許可しないとき、又は条例第10条の規定によりその使用を制限し、若しくはその許可を取消し、若しくは停止させるときは、老人福祉センター使用不許可（取消し・停止）通知書（別記第5号様式）を申請者又は使用者に交付するものとする。

（使用者の遵守事項）

第6条 使用者は、条例及びこの規則に定める事項並びにセンターの使用許可条件を守らなければならない。

（使用料の減免）

第7条 市長は、次の表の左欄に掲げる団体が同欄の事業の目的のためセンターを使用する場合は、条例第12条の規定により同表右欄に掲げる割合により使用料を減免することができる。

基準	割合
市又は老人の保護福祉に関係を有する機関又は団体若しくは公共的団体が老人福祉の増進のための事業等を行う場合	全額免除
社会福祉、社会教育等の団体が使用する場合で管理者が特別の理由があると認めたとき	半額免除

- 2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、第2条の規定による使用許可申請書を提出するとき、併せて老人福祉センター使用料減免申請書（別記第6号様式）を提出しなければならない。

（行為の許可）

第8条 センターにおいて、広告その他これに類するものの掲示若しくは配布の行為をしようとする者は、あらかじめ老人福祉センター模様替え等許可申請書（別記第7号様式）により市長の許可を受けなければならない。

（準備及び原状の回復）

第9条 センターの使用の準備及び原状の回復は、指定管理者の指示に従いすべて使用者がこれに当たらなければならない。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和50年2月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月29日規則第13号）

（施行期日）

1 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

（経過規定）

2 この規則施行の際改正前の木更津市老人福祉センター管理規則の規定に基づき使用の許可を受けている者については、改正後の木更津市老人福祉センター管理規則の相当規定に基づき許可されたものとみなす。

（木更津市老人福祉センター職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の廃止）

3 木更津市老人福祉センター職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和50年木更津市規則第3号）は、廃止する。

附 則（平成元年3月31日規則第26号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成3年12月21日規則第33号）

この規則は、平成4年1月1日から施行する。

附 則（平成12年3月28日規則第23号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日規則第28号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第14号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月7日規則第42号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月16日規則第105号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第2条・第5条第1項）

老人福祉センター使用（取消し・変更）許可申請書

年 月 日

指定管理者 様

申請者住所
(代表者) 氏名
団体名
連絡先(電話)

次のとおり木更津市老人福祉センターの使用を（取消し・変更）したいので申請します。

使用目的						人員		
使用日時	年 月 日 ()			午前 午後	午前 午後	時	分から	分まで
送迎バス	往路 復路 往復	有無	集 合	時 分	集 合 場 所		か え り	時 分
使用 室 名 及 び 備 品 名	室 名	使用人員	使 用 備 品		数 量	摘 要		
	大広間					舞台の使用希望 有無		
	和 室							
	茶 室							
※ 使 用 料	無料 60歳以上のもの 名 付添 名							
	円× 名 = 円 合計							
※ 受 付 No.	受付	月 日	※ 許 可 No.	許可	月 日	※ 減 免		

※の欄は記入しないでください。

第2号様式（第3条・第5条第3項）

老人福祉センター使用（取消し・変更）許可書

許可第 号
年 月 日

住 所

氏 名 様

団体名

指定管理者

次のとおり木更津市老人福祉センターの使用を（取消し・変更）許可します。

使用目的							人員	
使用日時	年 月 日		午 時	分から	午 時	分まで		
送迎バス								
使用する室								
そ の 他								
<p>注意</p> <ol style="list-style-type: none"> この許可書は利用当日センターの受付へ提示して入場し、退場の際受付へ提示してください。 使用時間、集合時間は厳守してください。 備品類は丁寧に取り扱いってください。 木更津市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例及び同管理規則の規定並びに係員の指示に従ってください。 								

第3号様式（第4条）

老人福祉センター使用許可申請書

年 月 日

指定管理者 様

住 所		年 齢	電話番号（緊急連絡先）
氏 名		歳	
備考（通院等をしている場合は、身体の状況を記入してください。）			

第4号様式（第4条）

老人福祉センター入場証	
様	許可第 号 年 月 日
指定管理者	
注意	
1 この入場証は、お帰りの際受付へ提示してください。	
2 備品類は、丁寧に取り扱ってください。	
3 木更津市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例及び同管理規則の規定並びに係員の指示に従ってください。	

第5号様式（第5条第4項）

老人福祉センター使用不許可（取消し・停止）通知書

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

指定管理者

年 月 日付けで申請のあつた（許可をした）老人福祉センターの使用は、木更津市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例（第9条・第10条）の規定により許可することができません（使用の許可を取り消し、停止した）ので通知します。

決 定 の 内 容	1 不許可 2 取消し 3 停 止
理 由	

この処分について不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、指定管理者を被告として提起することができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第6号様式（第7条第2項）

老人福祉センター使用料減免申請書

年 月 日

木更津市長 様

住 所
申 請 者
(代表者) 氏 名
団 体 名

(電話 局 番)

木更津市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例第12条の規定により、使用料の減額（免除）を受けたいので申請します。

減免を申請する理由	
利用者	大人 名 小人 名

老人福祉センター模様替え等許可申請書

年 月 日

木更津市長 様

住 所
 申 請 者
 (代表者)氏 名
 団 体 名

年 月 日老人福祉センターの使用に際し { 模様替え 広告の掲示 }
 { 設備の付加 チラシの配布 }

をしたいので申請します。

使用許可年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
許可を受けよう とする理由	
許可を受けよう とする行為	模様替え 広告の掲示 設備の付加 チラシの配布
備考 木更津市老人福祉センター管理規則第9条の規定により模様替えをし又は設備等を付加した場合、その使用を終了したときは直ちに職員の指示に従い施設等を原状に復してください。	